

企業・団体の皆様へ

2023年6月5日

一般社団法人日本経済団体連合会

専務理事 井上 隆

健康保険の被保険者資格取得届等への個人番号の記載の徹底について

平素より当会の活動に対し格段のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、2024年秋に紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一体化する方針を示しております。しかし、現在、マイナンバーカードの保険証利用に関連し、個々の保険者での資格取得入力にタイムラグがあり、資格確認ができない事例が生じています。このため、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」が公表した中間とりまとめでは、「資格取得届を資格取得日から5日以内に提出するよう徹底すること」とされました。

今般、保険者の迅速・円滑なデータ登録の徹底について、法令上明確化することを目的として、関係省令の改正が行われ、6月1日に施行されました。

このたび、厚生労働省保険局保険課より、関係省令の改正の周知協力に関する要請がございました。詳細については、別添の事務連絡をご覧ください。

つきましては、以下の事項のお含みおき、ならびにご対応をお願い申し上げます。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

【厚生労働省より周知を依頼された事項】

- 健康保険組合への新規加入者に係る資格取得届、及び被扶養者異動届の提出の際には、当該届け出に個人番号を確実に記載ください。
- やむを得ず個人番号が記載できない場合には、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）すべてを確実に記載ください。

なお、事業主が資格取得届の届け出を行うために必要があるときは、被保険者へ個人番号の提出の要求、又は記載事項に係る事実の確認ができます。

[本件に関するお問い合わせ先]

経団連 経済政策本部

Tel : 03-6741-0748 (小池)、-0655 (山隈)

E-mail : iry@keidanren.or.jp

以上